

公益財団法人ふくやま芸術文化財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

2019年（平成31年）4月10日

規 程 第 9 号

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人ふくやま芸術文化財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 この法人を主たる勤務場所とし、かつ、週3日以上この法人業務に従事する役員をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号に規定する報酬等であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、理事長及び常勤役員の職務執行の対価としての報酬等及び通勤手当を支給することができる。ただし、期末手当については理事会の決議により支給しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には退職手当は支給しない。

- (1) この法人の定款第27条第1項第1号の規定により解任された者
- (2) 在職期間が1年未満の者
- (3) 国又は地方公共団体を退職後、就任した者
- (4) 退職手当を辞退する旨を申し入れた者

3 役員等に対して、この法人から特別な職務執行として公演等への出演又は講演会等の講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、その対価として公益財団法人ふくやま芸術文化財団役員等への謝金に関する規則に基づき、公演等謝金及び執筆謝金を支給することができる。

（役員等の報酬等の額）

第4条 理事長の報酬の額は、年額1,200,000円以内とし、理事会の決議により定めるものとする。

2 常勤役員の報酬の額は、年額5,000,000円以内とし、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該常勤役員がこの法人の使用人を兼ねる場合にあっては、公益財団法人ふくやま芸術文化財団職員の給料、報酬、旅費等に関する規程（2019年（平成31年）規程第7号。以下「職員給料等規程」という。）を適用する。

- 4 常勤役員の通勤手当及び期末手当の額は、職員給料等規程に定めるところの例により算定した額とする。
- 5 常勤役員の退職手当は、公益財団法人ふくやま芸術文化財団職員の退職手当に関する規程（2019年（平成31年）規程第8号。以下「職員退職手当規程」という。）に定めるところによる。
- 6 前条第3項に規定する公演等謝金及び執筆謝金は、各年度の総額が、評議員にあつては400,000円、役員にあつては600,000円を超えない範囲で理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

（報酬の支給方法等）

第5条 報酬の支給日、支給方法及び報酬から控除する額等支給に関する詳細は、職員給料等規程又は職員退職手当規程に準ずる。

（費用）

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、常勤役員の通勤手当については、職員給料等規程に準ずる。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）4月10日から施行し、2019年（平成31年）4月1日から適用する。